

議案第127号

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例

川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき」を削る。

別表第1の1普通入園料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 普通入園料

区 分	個 人	団 体
高校生・大学生 及び65歳以上 の者	330円	1人につき 260円
一 般	550円	1人につき 440円

別表第2中「1,000円」を「1,010円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に模写、模造、拓本、撮影、実測又は原板使用に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

日本民家園の入園料及び特別利用料の額を改定し、並びに博物館法の一部が改正され、公立博物館の設置に関する事項は条例で定めることとする規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。